

財務省告示第四百二十一号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十七年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額の 総額	買入 額の 総額
個 ・券付人 動債利（国向 十（年） 変庫け	第 五 回	平 成 十 年 十 月 三 十 七 日	百 万 円	五 十 九 千 九 百 円
”	第 六 回	”	五 百 万 円	四 百 五 十 九 千 七 百 円
合 計			六 百 万 円	九 百 五 十 七 千 六 百 円